

静岡県告示第196号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月24日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
414号	沼津市大平字鴻鳥前3476番から 沼津市下香貫字汐入2172番の3まで	令和5年3月27日
414号	沼津市下香貫字樋ノ口1683番の8地先から 沼津市下香貫字島郷2976番の23まで	令和5年3月27日

=====

静岡県告示第197号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月24日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊久美藤枝線	藤枝市天王町三丁目147番の17から 藤枝市郡字山ノ鼻724番の11まで	令和5年3月25日